

白発第 47 号
令和8年6月3日

組合員各位

長井市今泉552番地
白川土地改良区
理事長 高橋 文勝

白川土地改良区役員の任期満了による総選挙の執行について(お知らせ)

白川土地改良区役員の任期満了による総選挙の期日を令和8年6月22日と定め、白川土地改良区定款附属書役員選挙規程第4条第1項の規定により公告（令和8年6月17日付）しますのでお知らせいたします。

また、白川土地改良区定款附属書役員選挙規程に、規定されている立候補者の必要事項は下記のとおりです。

記

- (1) 次に掲げるものは、役員の被選挙権を有しない。
組合員でない者・法人・未成年者・破産者で復権できない者・拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまでの者又は、その執行を受けることがなくなるまでのもの。
- (2) 組合員でなければ役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。
- (3) 役員に立候補しようとする者は令和8年6月17日（水）から令和8年6月19日（金）までの間に、その旨を書面で白川土地改良区に届出下さい。
- (4) 役員の候補者を推薦するには、組合員5名以上が本人の承諾を得て(3)の期間にその書面をもって白川土地改良区に届出下さい。
- (5) (3)及び(4)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
- (6) その所属する被選挙区からでなければ、役員に立候補し、又は候補者に推薦されることはできません。
- (7) 理事の候補となった者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者になった者は、同時に理事の候補者になることができません。
- (8) 選挙管理者、投票管理者、開票管理者は役員の候補者となることができません。

※届出用紙及び提出書類は、白川土地改良区事務所総務課にあります。